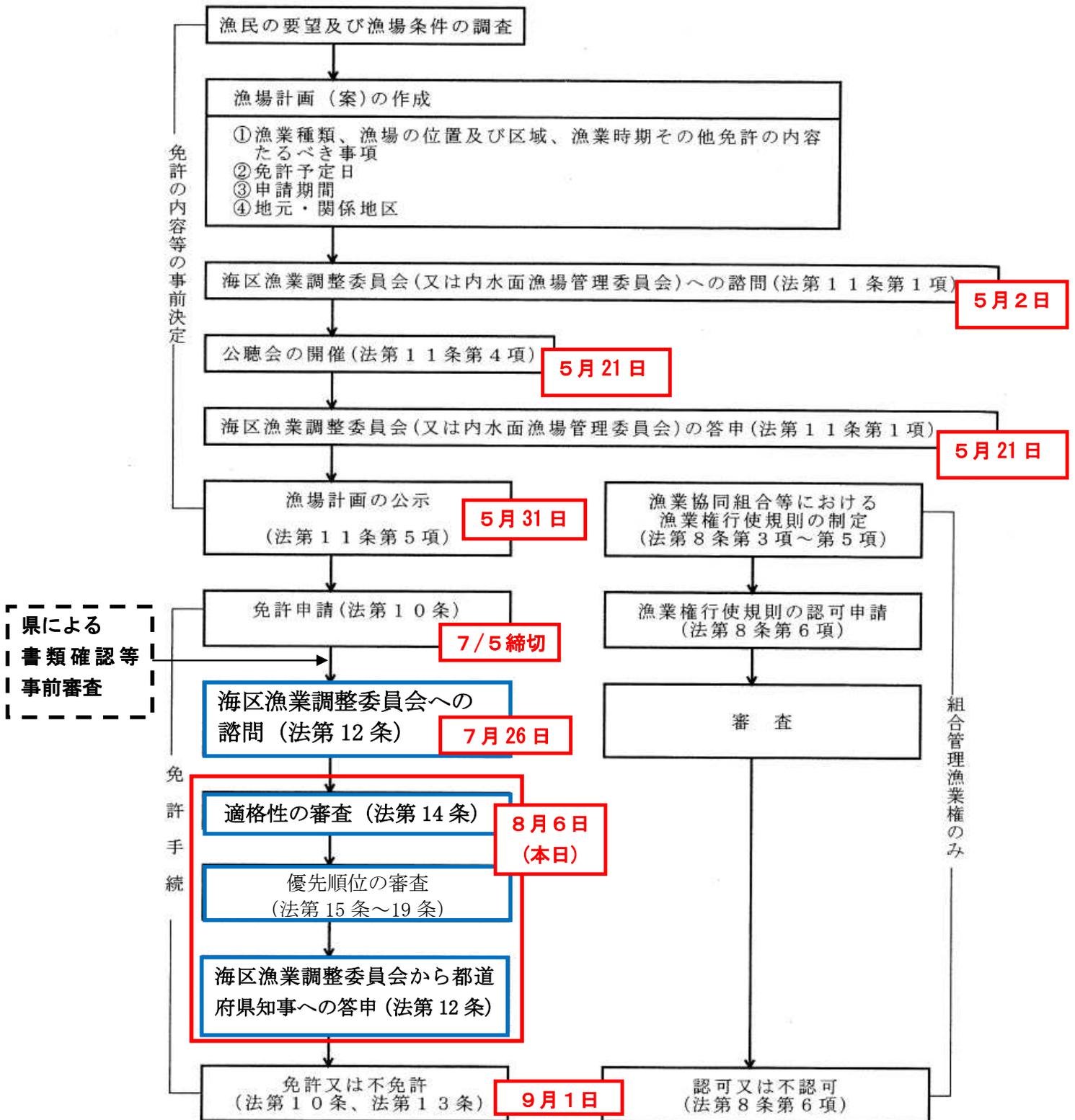


漁業権の免許設定までの流れ



漁業権免許の適格性の審査・優先順位についての参考資料

1 漁業権を免許しない場合（漁業法第13条）

次のいずれかに該当する申請者には免許されません。

- ① 漁業法第14条に規定する**適格性がない**場合 ⇒2に詳述
- ② 公示した漁業の免許の内容と**異なる申請**があった場合
- ③ その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする**漁業権が不当に集中する恐れ**がある場合
- ④ 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その**所有者又は占有者の同意がない**とき。

※ ③の条件は、優先順位の審査の結果、その申請者がどの漁業権についても優先して免許されるような場合に考慮されます。

2 免許の適格性（漁業法第14条）

【共同漁業権】（漁業法第14条第8項）

- ① 漁場計画に規定する**関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁協**であること
- ② 関係地区内に住所を有し**1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯のうち、組合員の属する世帯が2/3以上**であること。
- ③ 業種別漁協でないこと

【特定区画漁業権】（漁業法第14条第2項及び第6項） （新規漁場の場合）

〔新規漁場：漁場計画公示日（H25.5.31）以前1年間に当該漁業権の設定のない漁場〕

- ①漁場計画に規定する**地元地区の全部又は一部をその地区内に含み**、当該漁業を漁業権行使規則に基づき組合員に営ませ、**自営しない漁協**であること
- ②地元地区内に住所を有し**1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯のうち、組合員の属する世帯が2/3以上**である漁協であること。
- ③業種別漁協でないこと

（既存漁場の場合）

- ①漁場計画に規定する**地元地区の全部又は一部をその地区内に含み**、当該漁業を漁業権行使規則に基づき組合員に営ませ、**自営しない漁協**であること
- ②地元地区内に住所を有し**当該漁業を営む者の属する世帯のうち、組合員の属する世帯が2/3以上**である漁協であること。
- ③業種別漁協でないこと

【定置漁業権】（漁業法第14条第1項）

- ・海区調整委員会の投票の結果、総委員の2/3以上の投票により以下の①、②に該当しないものと認められた者。
 - ①漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。
 - ②①に該当する者によって、実質上その申請に係る漁業の経営が支配されるおそれがあると認められた者であること。

※ 「90 日以上」とは、厳密に 90 日以上沖に出ることではなく、網直しなど漁労のための準備日数を含む。また、漁労活動については、当該漁場における操業であるかどうかは問わない。

(参考) 漁協の正組合員はその漁協が定款で定める日数を超えて漁業を営む漁業者又漁業従事者(漁業者に限ることも可能。)であり、その日数は年間 90 日~120 日である。

※ 「沿岸漁業」とは、20 トン以上の動力漁船を使用して行う漁業を除いた海面漁業。

※ 「漁村の民主化を阻害する者」とは、他の漁民の意思の表明を圧迫し、自らの意思のみにより漁村を支配することによって、漁村における民主的な漁業秩序の構築を妨げる者。

3 漁協が漁業権を取得するためには？(水産業協同組合法第 50 条)

総会の特別決議が必要(正組合員の 1/2 以上が出席し、総議決権の 2/3 以上で可決)

(特別決議事項)

第 50 条 次の事項は、総組合員(准組合員を除く。)の半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上が出席し、その議決権の 3 分の 2(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の多数による議決を必要とする。

1~3 の 2 略

4 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

5 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止

6 略

4 優先順位(漁業法第 15 条)

○適格性(資格審査)を通過した申請の中で、さらに免許を受けることのできる順番

→この度の申請では、各漁業権ごとの申請者はそれぞれ一者のみであり、優先順位により、免許、不免許の判断を行うことはない。

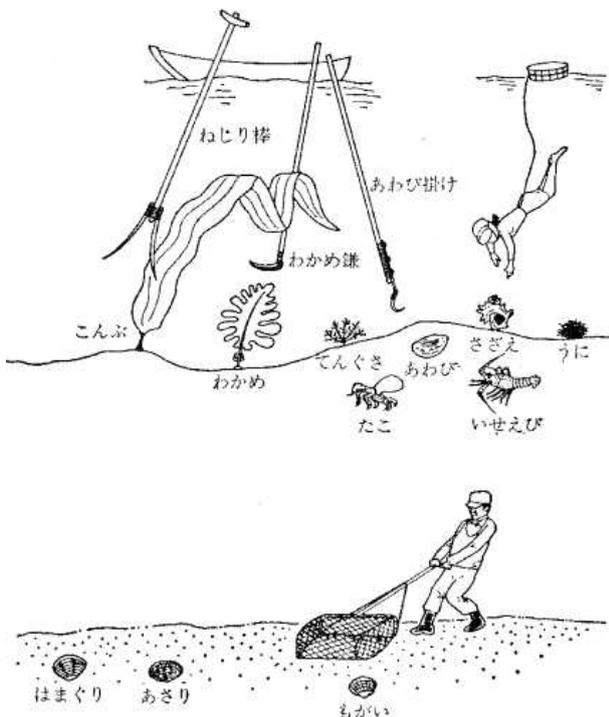
5 漁業権の種類(漁業法第 6 条)

<共同漁業権>

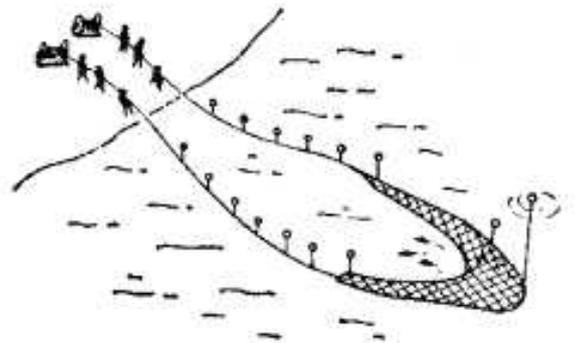
○一定の水面を関係地区の漁業者が共同して漁場を利用して営むもの

共同漁業

(第一種)



(第三種) 地びき網



<特定区画漁業権>

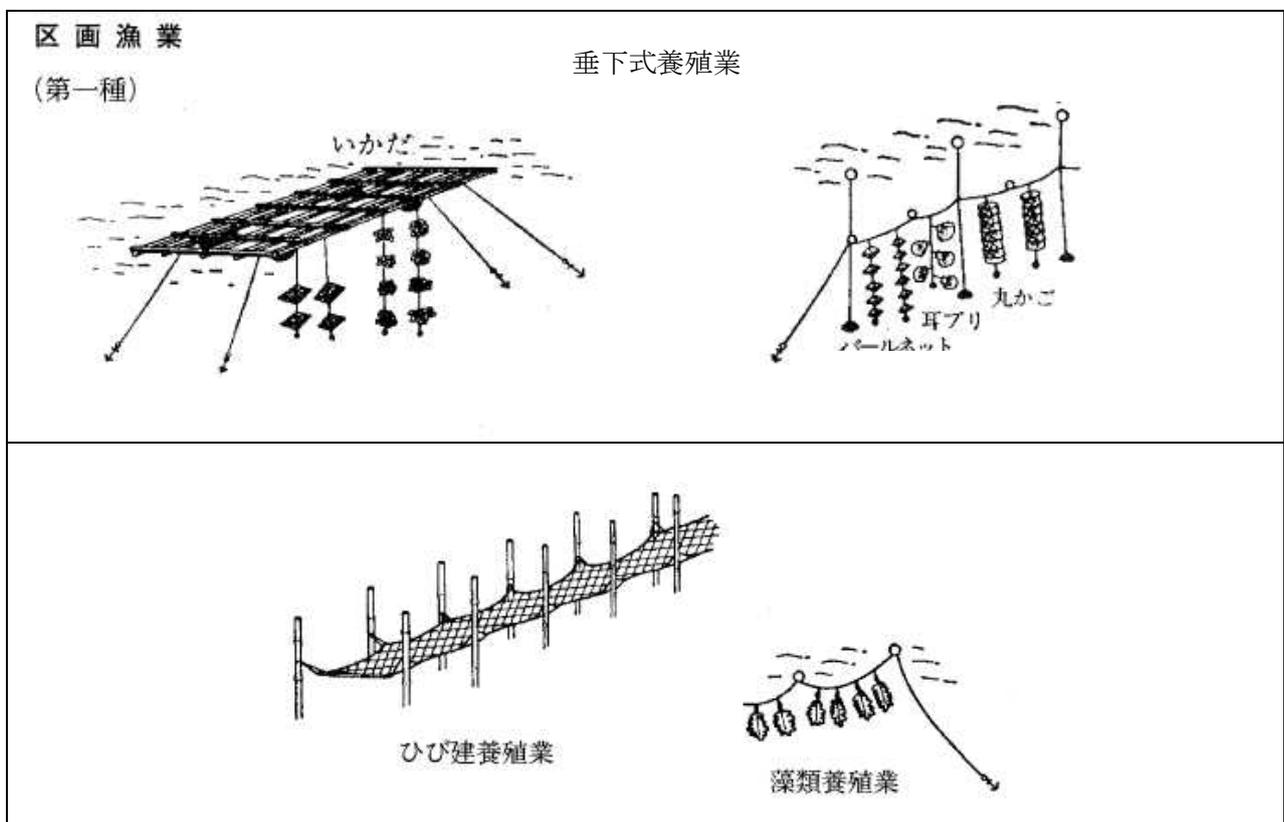
○区画漁業のうち、ひび建て養殖業、藻類養殖業、垂下式養殖業、小割り式養殖業及び第三種区画漁業たる貝類養殖業をいう。

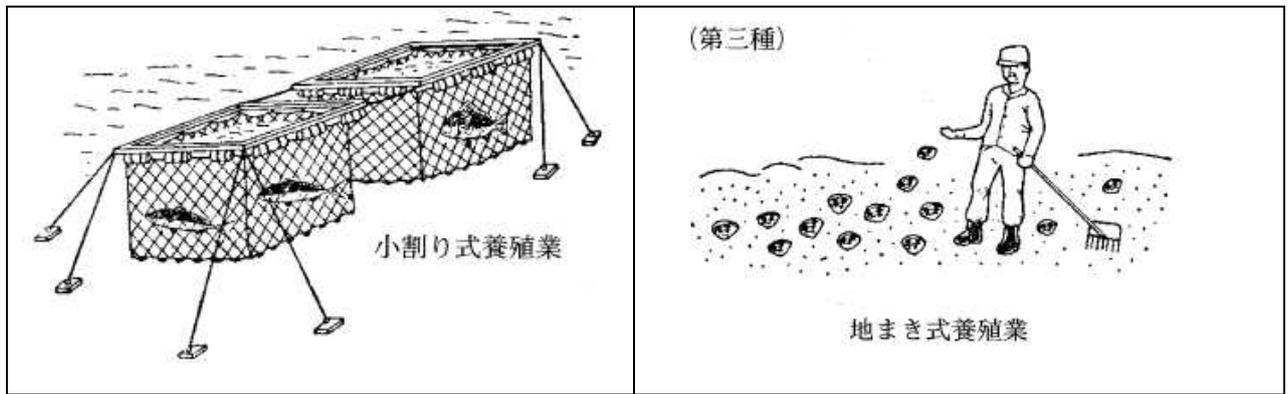
○特定区画漁業権は、その地元地区の当該漁業者の大多数を組合員とする組合が組合管理漁業権（組合が自ら営まないもの）として優先的に免許を受け、当該組合が制定する漁業権行使規則の定めるところにより、組合員はその漁業を営む権利を有する。

〔特徴〕

特定区画漁業権は、①技術的にも、必要とされる資本の規模からしても多数の漁業者が参入しやすいものであることが望ましい、②原則として他の漁協との複雑な入会関係がなく、地元の漁協に管理を任せてよい等、**区画漁業の中でも地区の漁業者が共同で営む共同漁業に類する性格**を持っている。

また、新たな区画漁業を免許するという事は、水面の一部を新たに排他的に利用し、対象者も極めて少ないが、地元の漁業者に営ませることが適当であるため、**地元沿岸漁業者の大多数が所属している漁協に管理させることが最適**であると判断され、**地元の漁協に優先的に免許される仕組み**となっている。

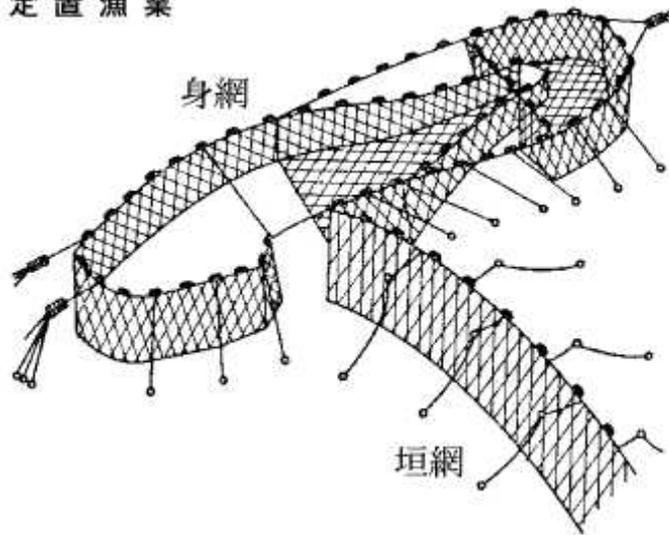




「定置漁業」

○身網の設置される場所の最深部が最高潮時において27m以上であるもの。

定置漁業



【参考】特定区画漁業権及び定置漁業権の優先順位について

特定区画漁業の免許の優先順位（ひび建養殖業、藻類養殖業、垂下式養殖業、小割り式養殖業、第三種区画漁業たる貝類養殖業）

第18条第1項

第1順位 第14条第2項又は第6項の規定により適格性を有する者

第14条第2項

当該特定区画漁業権を営まない漁業協同組合又はこれを会員とする漁業協同組合連合会

A 漁業協同組合

- 要件**
- イ 第11条に規定する地元地区の全部又は一部をその地区内に含むこと。
 - ロ 当該特定区画漁業権の内容たる漁業を営まないこと
 - ハ 水産業協同組合法第18条第4項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の漁業を営む者に限るものでないこと。
 - ニ 組合員のうち地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、地元区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の2/3以上であるもの。

B 漁業協同組合連合会

- 要件**
- イ Aの要件イに該当する漁業協同組合を会員とするもの
 - ロ 当該特定区画漁業権の内容たる漁業を営まないこと
 - ハ 水産業協同組合法第18条第4項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の漁業を営む者に限る漁業協同組合を会員とするものでないこと。
 - ニ 会員たる漁業協同組合の組合員のうち地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の2/3以上であるもの。

第14条第6項

***新規漁場の特例**

第11条第5項の規定により公示された特定区画漁業を内容とする区画漁業に係る漁場の区域の全部が、当該公示の日以前1年間に当該特定区画漁業の内容たる区画漁業権が存しない水面である場合

当該特定区画漁業権を営まない漁業協同組合又はこれを会員とする漁業協同組合連合会

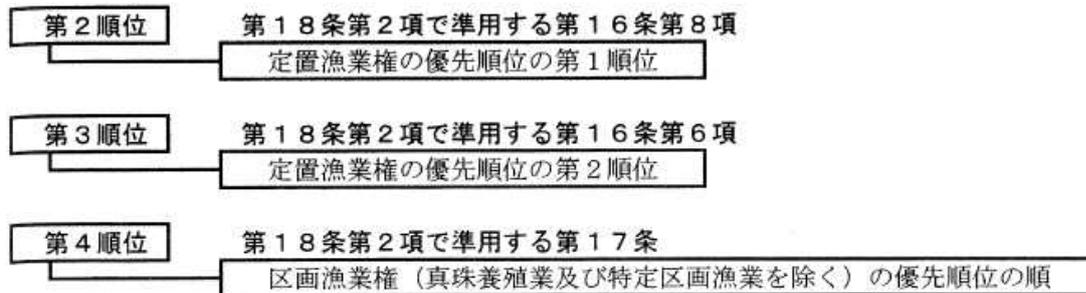
C 漁業協同組合

- 要件**
- イ 第11条に規定する地元地区の全部又は一部をその地区内に含むこと。
 - ロ 当該特定区画漁業権の内容たる漁業を営まないこと
 - ハ 組合員のうち地元地区内に住所を有し1年90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の2/3以上であるもの。

D 漁業協同組合連合会

- 要件**
- イ Aの要件イに該当する漁業協同組合を会員とするもの
 - ロ 当該特定区画漁業権の内容たる漁業を営まないこと
 - ハ 会員たる漁業協同組合の組合員のうち地元地区内に住所を有し1年90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の2/3以上であるもの

1年に90日以上沿岸漁業を営む者：河川以外の内水面においては当該内水面において1年に30日以上漁業を営む者、河川においては1年に30日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者



○共同申請

・第1順位

- ① 共同申請した漁業協同組合の組合員のうち地元地区に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の2/3以上であることが、共同申請の場合の第1順位であることの要件（第14条第2項第2号）
- ② 新規漁場の場合、共同申請した漁業協同組合の組合員のうち地元地区に住所を有し1年に90日以上漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区に住所を有し1年に90日以上漁業を営む者の属する世帯の数の2/3以上であることが、共同申請の場合の第1順位であることの要件（第14条第6項第2号）

・第2順位以下

- ① その申請者が優先順位のいずれに該当するかは、各申請者のうちいずれに該当する者が議決権及び出資額において過半を占めるか否かによって定める。この場合において、いずれに該当する者も議決権及び出資額において過半を占めていない場合は、その申請者は優先順位の「その他の者」に該当するものとみなす（第18条第2項で準用する第17条第7項で準用する第16条第11項）。
- ② その申請者が優先順位の第1順位、第2順位に規定する者に該当するかどうかは、各申請者のうち第1順位、第2順位に規定する者に該当する者が議決権及び出資額において過半を占めているかどうかによって定める（第18条第2項で準用する第16条第12項）。

定置漁業の免許の優先順位

第16条第8項

第1順位 1号、2号、3号のいずれかの法人（重複はせず）

1号 地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合

- 要件
- イ 組合員（2以上共同して申請した場合には、その総組合員）のうち地元漁民である者の属する世帯の数が、地元漁民の属する世帯の7割以上であること
 - ロ 組合員たる地元漁民が議決権及び出資額において過半を占めていること

（水協法第17条）

- 要件
- 1 出資組合であること
 - 2 自営する漁業（附帯事業を含む）の常時従業者の1/3以上が組合員であること（同一世帯からでも可）
 - 3 全組合員の3分の2以上の書面同意

2号 地元漁民が組合員、社員又は株主となっている法人（株式会社にあつては公開会社でないものに限る。漁協を除く。）

- 要件
- イ 組合員、社員又は株主（2以上共同して申請した場合には、これらの総組合員等）のうち地元漁民である者の属する世帯の数が、地元漁民の属する世帯の数の7割以上であること
 - ロ 当該漁業に常時従事する者の1/3以上がその組合員等であるか若しくはこれと世帯を同じくする者であること
 - ハ 組合員等たる地元漁民が議決権及び出資額において過半を占めていること

3号 1号の漁協又は2号の法人が組合員、社員又は株主となっている法人

- 要件
- イ 当該漁業に常時従事する者の1/3以上が、その組合員、社員若しくは株主たる1号の漁協若しくは2号の法人の組合員等であるか又はこれと世帯を同じくする者であること
 - ロ 組合員等たる1号の漁協又は2号の法人が議決権及び出資額において過半を占めていること

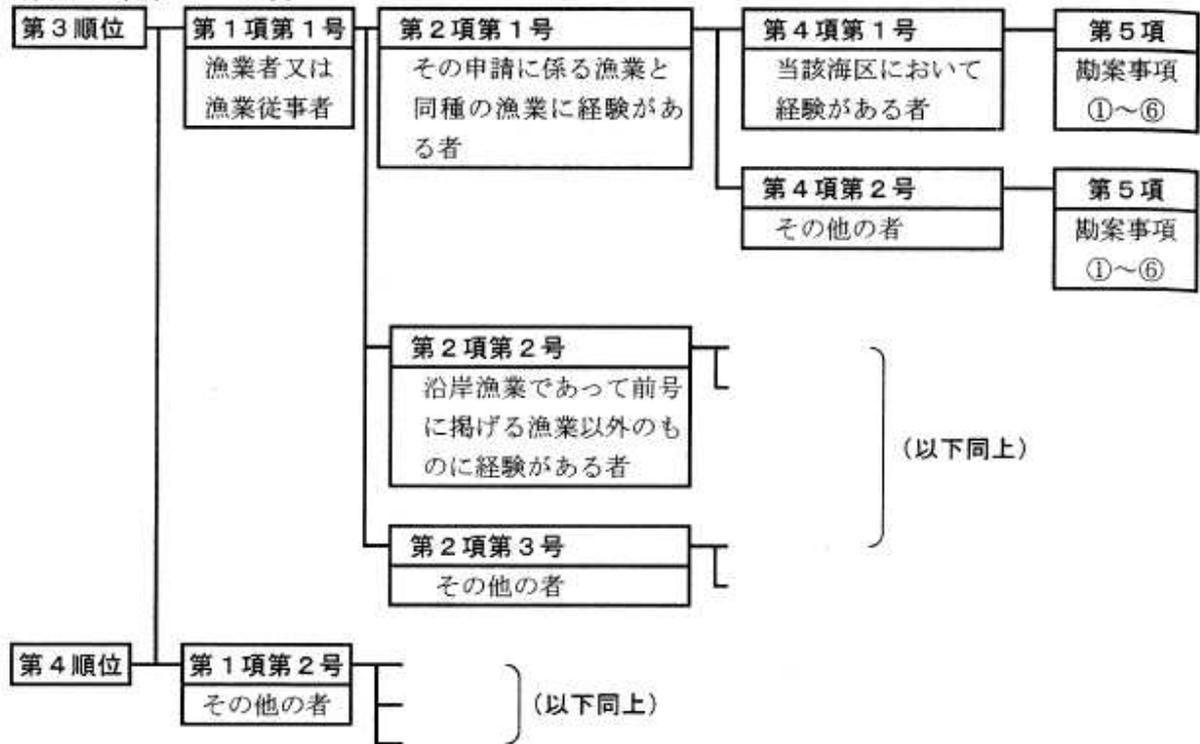
第16条第6項

第2順位 地元漁民7人以上が組合員、社員又は株主となっている法人

- 要件
- 1 漁業を営むことを主たる目的とする者であること
 - 2 組合員等の過半数が、当該海区においてその申請に係る漁業と同種の漁業に経験があるか、又は当該漁業の免許が他の者にされたときは従前の生業を失うに至る者であること
 - 3 組合員等の2/3以上がその営む事業に常時従事する者であること
 - 4 組合員等のうちその営む事業に常時従事する者の出資額が総出資額の過半を占めていること

同順位の場合
勘案事項
③から⑥

第16条第1～5項



○勘案事項

- ① 労働条件
- ② 地元地区内に住所を有する漁民特に当該漁業の操業により従前の生業を奪われる漁民を使用する程度
- ③ 地元漁民が当該漁業の経営に参加する程度
- ④ 当該漁業についての経験の程度、資本その他の経営能力
- ⑤ 当該漁業のその者の経済が依存する程度
- ⑥ 当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

○共同申請

- ① その申請者が優先順位のいずれに該当するかは、各申請者のうち該当する者が議決権及び出資額において過半を占めるか否かによって定める。この場合において、該当する者が議決権及び出資額において過半を占めていない場合は、その申請者は優先順位の「その他の者」に該当するものとみなす（第16条第11項）。
- ② その申請者が優先順位の第1順位、第2順位に規定する者に該当するかどうかは、各申請者のうち第1順位、第2順位に規定する者に該当する者が議決権及び出資額において過半を占めているかどうかによって定める（第16条第12項）。